

本市地球温暖化対策の見直し検討について

(1) はじめに

開催状況及び今後の予定

<温暖化対策計画>

<環境基本計画>

令和6年度

9月

2月

推進委員会

推進委員会

↑
〔評価研究会(WG)
並行して開催(4回)〕
↓

諮問

令和7年度

6月19日

9月 2日

11月 6日

推進委員会

推進委員会

推進委員会

〔評価研究会(WG)
10月上旬に開催(1回)〕

策定検討部会

環境審議会

検討内容を答申に反映

答申

(以降)

3月頃

パブリックコメントの実施
計画改定(中間見直し)

次期計画策定

前回の推進委員会における主な御意見①

<全体>

- 網羅的ではあるものの、記載されている内容が多いので、相対的な効果や影響に応じて施策の中で濃淡をつける、また、項目を絞ってもよいのではないか。
- 大きなビジョン、メッセージのようなものが足りないのではないか。京都市というまちをどうしたいのか、気候変動対策が市民の暮らしとどう関わっているのかという発信が必要。
- 京都市の内外に対して、地球温暖化対策の必要性や京都市の取組、市民の役割等について発信できるとよい。

<目標>

- 提示された数値以外あり得ないのではないか。削減目標について、実際に削減に取り組む主体である企業、市民に対して、改めて丁寧に分かりやすく説明していくことが必要。
- 省エネ、再エネの目標について、記載されている施策を積み上げたときに目標達成ができるのか、数値や評価の根拠を示すなどして、定量的に確認できるようにすべき。
- 京都市の施策として効果が検証できるものと、そうではないものとを区別したうえで、KPIを設定できないか。他の行政計画で設定されている指標を本計画にも反映し、連携できるといい。

前回の推進委員会における主な御意見②

＜ライフスタイル＞

- 子どもの心に環境問題をしっかりと根付かせていく教育や地域であることが大事であり、子どもの心を育てていくことが、環境の道のりとしても重要。

＜ビジネス＞

- 環境問題に取り組んでいるスタートアップ企業がある中で、こういった企業を育て、ビジネスとして、地球温暖化を解決する取組ができるようになると、持続性の高い解決策になっていく。

＜エネルギー＞

- 大きな削減に向けては、再エネ比率を40パーセント以上に高めること等を経済全体でやらないと実現できない。それと並行して、行動変容を進める必要がある。

＜モビリティ＞

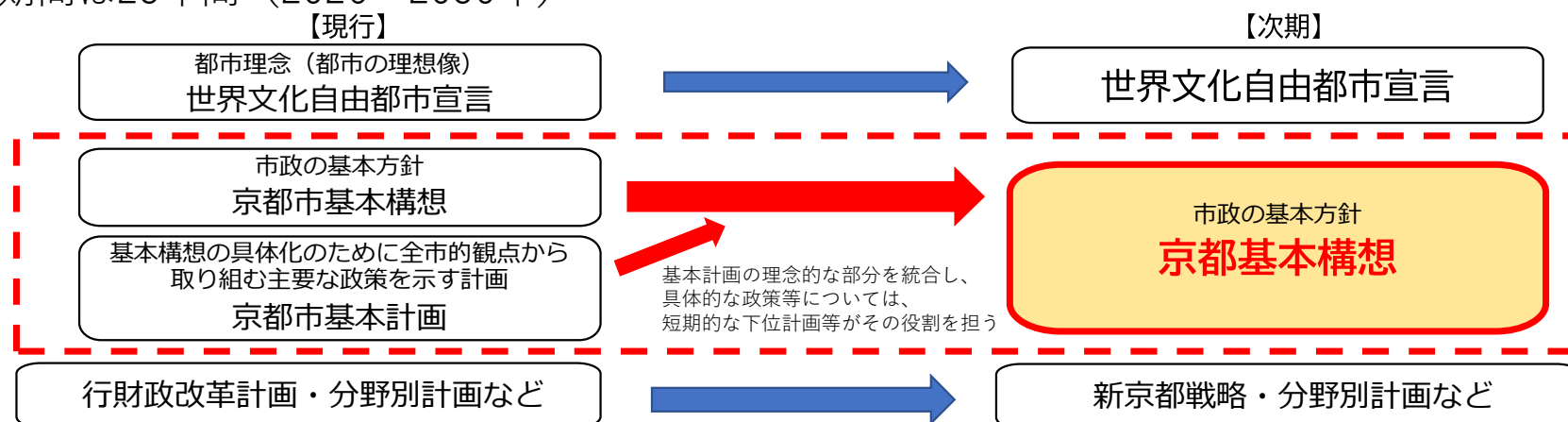
- デジタル化や既存施策の組み合わせによって脱炭素を進めることを記載できるといい。

＜吸収源・適応策＞

- 今後、農業・林業・生態系において、適応できないレベルに達してしまうリスクも想定し、将来気候を想定した新しいシステムの開発が必要。長期的な視点を入れて評価できるとよい。
- 地産地消や森林、竹林の保全、また、自然共生サイト認定といった取組を進めるべき。

(参考) 京都基本構想 ※令和7年末策定予定

- 本市は、世界文化自由都市宣言をあらゆる政策の最上位の都市理念と位置付け、文化を基軸とした都市経営を推進
- 「京都基本構想」は、この世界文化自由都市宣言という都市の理想にいま一度立ち返り、本市とわたしたち京都市民の今後四半世紀の在り方を展望するものであるとともに、京都市基本構想の系譜を未来へと継承するもの
- 構想期間は25年間（2026～2050年）



○構成 ※京都市総合計画審議会からの答申（9/11）

序文

第一章 京都基本構想策定の背景

- 第一節 世界文化自由都市宣言—世界史を担うまちを目指して
- 第二節 京都市基本構想—21世紀の到来を見据えて
- 第三節 京都基本構想の策定—「都市の理想」に立ち返って

第二章 京都のかたち

第一節 悠久の自然との共生の中で

- 第二節 歴史の重なり、文化の奥ゆき、ひとの連なり
- 第三節 節度と矜持に基づくひらかれたまち柄
- 第四節 世界から敬愛される学藝の府

第三章 世界・日本・京都市のいまと未来への課題

- 第一節 人口動態の変化とその影響
- 第二節 日本経済の動向と京都市の産業
- 第三節 環境問題・自然災害の深刻化と自然との関わりの希薄化
- 第四節 その他の国際的課題

第四章 わたしたち京都市民がめざすまち

- 第一節 歴史と文化を介して人間性を恢復できるまち
- 第二節 自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち
- 第三節 自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち

第五章 京都を生きるわたしたちのこれから 未来への問いかけ

(参考) 京都市環境基本計画 ※令和7年度策定予定

○位置付け

京都市環境基本条例第9条の規定に基づく「環境行政のマスタープラン」。環境保全に関する長期的目標及び個別分野の基本施策などを示す。

○次期計画（2026～2030年度）について

京都基本構想（案）を踏まえた2050年の将来像と、それに向けて2030年までに短期的・重点的に取り組む施策の方向性を掲げる。

○環境審議会での検討状況

- ・環境審議会（本会）の開催
令和6年度：9/4（諮問）
令和7年度：7/24、11月中（答申案の審議）
- ・環境基本計画策定検討部会の開催
令和6年度：11/14、2/27
令和7年度：5/14、8/29、10/31

○次期環境基本計画の方向性＜検討中＞

【将来像】

京都基本構想（案）を踏まえ、2050年を見据え、豊かな自然の恵みを忘れず、その恩恵を未来に引き継ぐ。

【環境行政の方針】

- ・基幹的業務の維持や、3分野の一体的実施はもとより、環境分野にとらわれることのない他分野連携
- ・より一層の分野間連携によるシナジー拡大、トレードオフ最小化
- ・ウェルビーイングといった新しい価値観、AI等の新しい技術の取り入れ

【分野横断的取組を進める

「ひと・しくみづくり」の充実】

- ・分野横断的行動の動機づけとして、各主体の行動を明確化（新たな指針を作成）
- ・環境問題への取組・参加、取組効果等に関する情報発信の充実
- ・行動を誘導するインセンティブ検討

(2) 京都市地球温暖化対策計画＜2021-2030＞ の中間見直し（案）の主なポイント

1 計画の構成

⇒ 現在の章立てに「計画改定の趣旨」を追加

計画改定の趣旨

1章 地球温暖化を取り巻く状況

- 1 地球温暖化と気候危機
- 2 地球温暖化対策に関する国際的動向
- 3 地球温暖化対策に関する国内の動向

2章 これまでの京都市の地球温暖化対策

- 1 京都市の地球温暖化対策の経緯
- 2 これまでの地球温暖化対策の進捗状況

3章 計画の基本的事項

- 1 計画の位置付け
- 2 計画期間及び温室効果ガス排出量の削減目標等

4章 計画の基本方針

- 1 2050年の京都の姿－目指す社会像－
- 2 取組の基本的な考え方
- 3 各主体の役割
- 4 2030年度の温室効果ガス削減見込量と削減方法

5章 温室効果ガスの排出抑制・吸収源対策（緩和策）

- 1 緩和策の進め方
- 2 4つの分野の転換と森林・農地等の吸収源対策
 - ・ ライフスタイルの転換
 - ・ ビジネスの転換
 - ・ エネルギーの転換
 - ・ モビリティの転換
 - ・ 森林・農地等の吸収源対策

6章 気候変動の影響への対策（適応策）

- 1 適応策の進め方
- 2 分野別の対策
 - ・ 自然災害
 - ・ 健康・都市生活
 - ・ 水環境・水資源
 - ・ 農業・林業
 - ・ 自然生態系
 - ・ 文化・観光・地場産業

7章 計画の進行管理

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 年次報告書の作成・公表

2 計画改定の趣旨

⇒ 新たに追加

(1) 計画改定の必要性

- (対策の進化) ・ 気候変動による影響が顕在化・深刻化し、気候危機とも言える状況下において、市民・事業者などあらゆる主体にとって、地球温暖化対策は喫緊の課題。
- ・ 現行計画の策定から約5年が経過し、社会情勢の変化などを踏まえた対策の進化が重要。
- (本市の状況) ・ 京都議定書誕生の地として、全国で初となる地球温暖化対策に特化した条例を制定。他の自治体にはない義務規定をはじめ、市民・事業者の御理解と御協力の下、様々な施策に取り組んできた。
- ・ 温室効果ガス排出量は着実に減少。しかしながら、近年、削減ペースが鈍化傾向。
 - ・ 2030年度まで残り5年程度となる中、目標の達成に向け、一層の削減を図っていく必要がある。
- (国の動き) ・ 2025年2月に、新たな地球温暖化対策計画等を策定。
- ・ 新たな中間目標として、2035年度及び2040年度の削減目標を設定。
 - ・ 脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進。

(2) 主な改定内容

- (削減目標) ① 2030年度46%以上削減（46%削減を着実に達成し、さらに高みを目指していく。）
- ② 2035年度60%削減、2040年度73%削減
- ※ 2050年カーボンニュートラルに向け、弛まず削減を進めていくための、直線的な経路

(取組の強化・拡充)

- ① 2030年度目標の達成に向けて
- ・ ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティの4つの分野における幅広い取組を進める。
 - ・ 特に、再エネ・自家消費（※）の拡大と、徹底した省エネ対策の促進を図る。 ※ 再エネ発電設備により発電した電気を自ら使用すること
- ② 2050年ゼロの実現に向けて
- ・ イノベーションやグリーン人材の育成など、現時点から検討し、取り組むべき施策を推進する。

3 地球温暖化を取り巻く状況

(1) 地球温暖化と気候危機

⇒ 最新の気温等の状況について情報を更新

- ・ IPCC 「第6次評価報告書」：2011～2020年の世界全体の平均気温は1850～1900年に比べて、1.1℃上昇
- ・ 世界気象機関（WMO）：2011～2020年の10年間の世界の平均気温は1850年の観測開始以降で最高単年ではあるものの2024年は1.55℃上昇し、初めて1.5℃超。
- ・ 京都における影響として、猛暑日が2023～2025年と3年間連続で記録更新、2025年は61日 など

(2) 地球温暖化対策に関する国際的動向

⇒ IPCC第6次評価報告書統合報告書について追加

- ・ 人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない。
- ・ 温暖化を1.5℃又は2℃に抑えるために、この10年の間に全ての部門において急速かつ大幅な温室効果ガスの排出削減が必要である。

(3) 地球温暖化対策に関する国内の動向

⇒ 国における新たな地球温暖化対策計画（2025年策定）、地域脱炭素ロードマップ（2021年策定）、気候変動適応法（2023年改正）等について追加

- ・ 新たな削減目標
- ・ 地域脱炭素ロードマップの策定（脱炭素先行地域への言及）
- ・ 熱中症警戒情報や熱中症特別警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報発表時のクーリングシェルター開放等の仕組みの創設

2030年度46%削減(2013年度比)(さらに、50%の高みに向け挑戦)
2035年度60%削減(同年度比)
2040年度73%削減(同年度比)
2050年実質ゼロ

4 これまでの京都市の地球温暖化対策

(1) 京都市の地球温暖化対策の経緯

⇒ 脱炭素先行地域への選定（2022年）について追加

- ・ 2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務部門）の電力消費に伴うCO2排出量の実質ゼロを実現する地域を創出するもので、本市においては、2022年11月に国から選定
- ・ テーマ：「京都の文化・暮らしの脱炭素化で地域力を向上させるゼロカーボン古都モデル」
- ・ 幅広い分野から40を超える事業者が参画する推進体制の下、文化遺産、商店街、住まい等の脱炭素転換を推進
- ・ 取組を通じて、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等、京都ならではの脱炭素転換モデルを構築

(2) これまでの地球温暖化対策の進捗状況

⇒ GHG排出量、エネルギー消費量、再エネ比率等について、2023年度（最新年度）の実績に更新

- GHG排出量：▲27.6%、エネルギー消費量：▲9.3%（ともに2013年度比）
- 前計画に掲げる取組の進捗状況とその成果

ア エネルギー消費量の削減

目安：2030年度 ▲18%以上（2018年度比）

実績：2018年度 75,202TJ ⇒ 2023年度 71,748TJ
(▲4.6%)

ウ 再生可能エネルギーの市域内での導入拡大

目安：2030年度 250MW

実績：2018年度 136MW ⇒ 2023年度 158MW
※FIT認定情報から

イ 消費電力に占める再生可能エネルギー比率の引上げ

目安：2030年度 35%以上

実績：2018年度 約15% ⇒ 2023年度 26.9%

エ 次世代自動車普及率（ストックベース）

想定：2030年度 50%

実績：2018年度 19% ⇒ 2023年度 33%

5 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

① 位置付け

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、また、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」
- ・ 京都基本構想に基づき策定する分野別計画、京都市環境基本計画の個別計画であるとともに、京都市地球温暖化対策条例の第10条に規定されている「地球温暖化対策計画」

② 他の個別計画との関係

- ・ 生物多様性の保全や循環型社会の構築をはじめとする環境保全分野に加え、まちづくり、産業、健康福祉などあらゆる分野の関連計画と連携して取組を推進

(2) 計画期間及び温室効果ガス排出量の削減目標等

⇒ 削減目標について見直し

① 計画期間

2021年度から2030年度までの10年間（2025年度に中間見直しを実施）

② 削減の対象となる温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）

③ 温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度：46%以上削減（46%削減を着実に達成し、さらに高みを目指していく。）

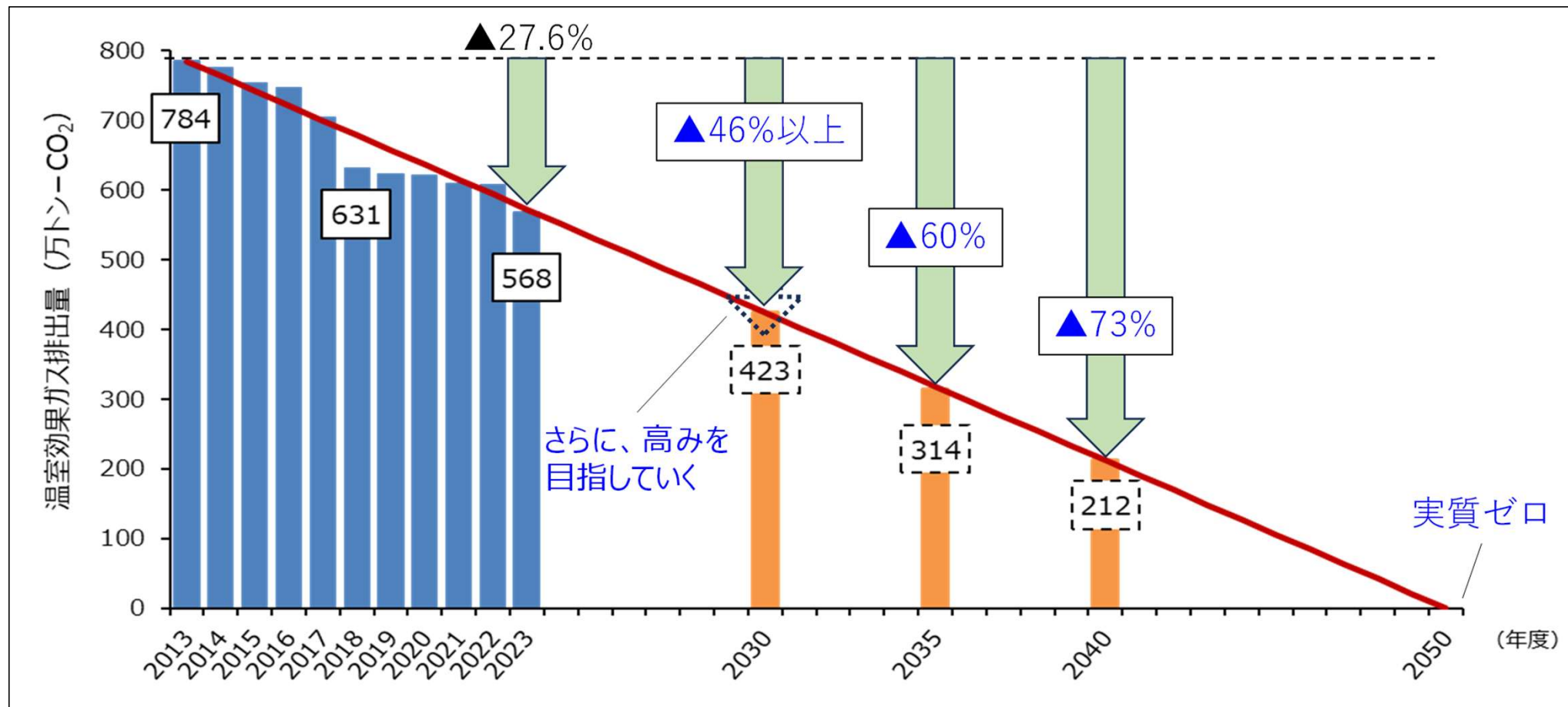
2035年度：60%削減

2040年度：73%削減

2050年：実質ゼロ

5 計画の基本的事項

< 目標・削減のイメージ >



6 計画の基本方針

(1) 2050年の京都の姿 – 目指す社会像 –

⇒ 京都基本構想の内容等を反映

<2050年の京都が目指す社会像>

悠久の自然との共生の中で育んできた生活様式・文化様式や知恵、新たな技術や知恵を融合し、脱炭素が生活の質の向上、持続的な経済発展と共に実現されている「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」

<暮らしの姿>

住まい 使用量以上のエネルギーを生み出す環境性能の高い住宅での快適で健康な暮らしが標準化

消費行動 自然への畏敬と感謝の念を抱き、地球環境、社会などに配慮したスタイルが定着。食材などは近郊の資源を活用するとともに、京の食文化をはじめ四季折々の自然との一体性を感じられる生活が定着

つながり 地域をはじめ多様なコミュニティのつながりの中で、融通、地産地消などのエネルギーや資源の有効利用が普及

<仕事の姿>

オフィス 環境性能が高く、健康・快適で、エネルギーを自給自足するオフィスやビルが標準化

ビジネススタイル “大量生産・消費”のビジネスモデルから脱却し、サーキュラーエコノミーといった持続可能な資源・エネルギー利用を前提としたものへ移行

働き方 仕事環境のデジタル化や通勤やオフィスの概念の変化等を通じて、時間や場所にとらわれない働き方が定着

イノベーション 大学や企業など、先駆や進取の気性のもと、京都の“知恵”をいかした新たなイノベーションやビジネスが創出され、世界の脱炭素化にも貢献

<まちの姿>

エネルギー 再生可能エネルギーの余剰電力の地域・コミュニティ単位での活用システムや近隣自治体との連携、ペロブスカイト太陽電池や、合成メタンといった水素等の脱炭素技術の実装等により、再生可能エネルギーをはじめとする脱炭素なエネルギーの供給が様々な形で行われ、使用するエネルギーは100%脱炭素化。災害時のエネルギー供給も確保され、都市のレジリエンスが向上

移動 自動運転やAI等の新技術を活用した高度な交通システムの構築などにより、移動がより効率的で快適になり、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組が進展し、「出かけたくなる」魅力と活力あふれるまちが実現

森林 木材生産のほか、自然との関わりを改めて体感・体得し、豊かな感性を育む環境学習やレクリエーションの場などとして積極的に活用され、二酸化炭素吸収、生物多様性保全、治水など、森林の多面的機能を十分に発揮

農地 地産地消の推進や環境に配慮した農業への支援などを通じて、豊かな恵みを生み出す農地が適切に維持・管理され、二酸化炭素吸収、生物多様性保全等に貢献

土地利用 建築物の構造の工夫、街路樹や緑地の適切な配置等により、暑熱や豪雨等の影響軽減にも資する、しなやかで、安心・安全、快適なまちづくりが浸透

6 計画の基本方針

(2) 取組の基本的な考え方

⇒ **ウェルビーイングの向上、GX促進、脱炭素先行地域の取組波及、環境3分野の一体的推進・他分野政策との連携強化の要素を追加**

① 地球温暖化対策の基本的な考え方

① オール京都で取り組む

・若者世代を含め市民、地域、事業者、観光旅行者などあらゆる主体と、危機感と目指す脱炭素社会像を共有することで、気運を醸成し、全ての人が自主的・積極的に行動することを促す
・大学や地域活動団体・環境保全活動団体、京都市等とも連携し取組を推進

② 地球温暖化対策を通じて豊かな京都を実現する

社会・経済的な課題との同時解決を図るなど、ウェルビーイングの向上、京都の将来を豊かにする地球温暖化対策を展開

③ 対策を進化させる

最新の知見を収集し、新たな技術や制度の導入により二酸化炭素を出さないことが標準となる仕組みづくりを進めるなど、対策を常に進化

④ 日本全体・世界との連携を強化する

京都議定書、IPCC京都ガイドライン誕生の地として、京都が脱炭素化をリードするべく、制度の転換や先取組の全国展開等に向け、国や他自治体への働きかけ、連携を強化するとともに、国際的な発信・共有を推進

② 実現に向けた進め方（視点）

① 市民生活（ライフスタイル）や事業活動（ビジネス）、そしてこれらの基盤となるエネルギー、モビリティの4つの分野の転換を図る施策の展開

社会・経済活動の転換が必要であり、ライフスタイル・ビジネス・エネルギー・モビリティの4つの分野の転換を図る施策を展開。

② 行動につながる情報の発信・共有

市民や事業者の行動を環境に配慮したものへと転換していくため、環境負荷や取組効果の見える化など、ICTも活用し、日常生活や事業活動の中で容易に情報に触れていただけるよう、効果的な情報発信・共有を図る。

③ イノベーション・GXの促進

2030年度の削減目標の着実な達成に向けたあらゆる可能性を追求するとともに、2050年を見据え、中長期的な視点に立ち、産学公連携によるイノベーションの促進やGX人材の育成、新たな仕組みづくり等を推進。また、金融機関とも連携し、サプライチェーン全体を含めた企業における脱炭素経営・GX投資等の後押しを図る。

④ SDGsの達成を目指すとともに、レジリエンス強化の考え方に立った取組の推進

SDGsの17の各ゴールの達成に貢献する取組を推進。また、適応策において、都市のレジリエンスを高める視点に立ち、取組を推進。

⑤ 脱炭素先行地域の取組の波及

本市の脱炭素先行地域事業で先進的に取組を進める中で得られた知見やノウハウをいかし、本市施策をより効果的に推進。また、全国の他の脱炭素先行地域事業で実施されている様々な取組も参考に、より高い効果が期待できる取組の創出を図るとともに、市民や事業者、他都市等に取組を発信し、市内外の脱炭素の取組を促進。

⑥ 脱炭素・資源循環・生物多様性保全の一体的推進、他分野の政策との連携強化

脱炭素化、資源の循環利用、生物多様性の保全は、それぞれが影響し合っているため、全体としてより効果的な環境保全対策となるよう、トレードオフ解消はもとより、互いに相乗効果を生み出す連携の視点を重視し、取組を推進。さらに、健康増進やまちの活性化などの様々な相乗効果が期待できる他分野の政策との連携も強化。

6 計画の基本方針

(3) 各主体の役割

⇒ 大学・研究機関の役割を一部追加

① 市民（主体的な役割）

- ・ 理解を深める
- ・ より一層地球環境に配慮したものに日常生活を転換

② 観光旅行者・通勤通学者

- ・ 公共交通の利用や環境負荷の小さいサービスの選択
- ・ 地元での実践

③ 事業者（主体的な役割）

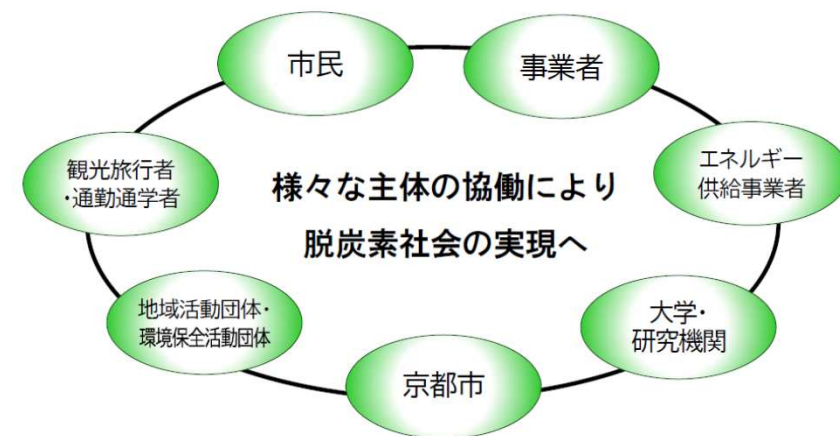
- ・ 排出する温室効果ガスの削減
- ・ 持続可能な資源・エネルギーの利用を前提としたビジネスへの移行
- ・ 環境負荷の低減と生産性及び企業価値の向上
- ・ イノベーションの促進

④ エネルギー供給事業者

- ・ 省エネ・再エネに関する積極的な情報提供
- ・ 地域連携の省エネ促進といった総合エネルギーサービスの提供
- ・ 再エネ利用の供給・拡大に資する取組を積極的に推進

⑤ 地域活動団体・環境保全活動団体

- ・ 地域活動団体：市民力、地域力をいかした地域全体での対策
- ・ 環境保全活動団体：各団体の得意分野をいかした対策
より多くの主体の参画や取組内容の充実・強化



⑥ 大学・研究機関

- ・ 学生等様々な主体と一体となった対策の推進
- ・ イノベーションを促進
- ・ これらの取組を自らの温室効果ガス排出量削減にもつなげる

⑦ 京都市

- ・ 気運醸成
- ・ 主体的な活動への支援と協働
- ・ 義務やインセンティブ等の設計、導入
- ・ 国等との連携強化、制度変革等を加速
- ・ 取組等を発信し、国、世界の地球温暖化対策に貢献
- ・ 公共施設等における再エネ利用など率先実行

6 計画の基本方針

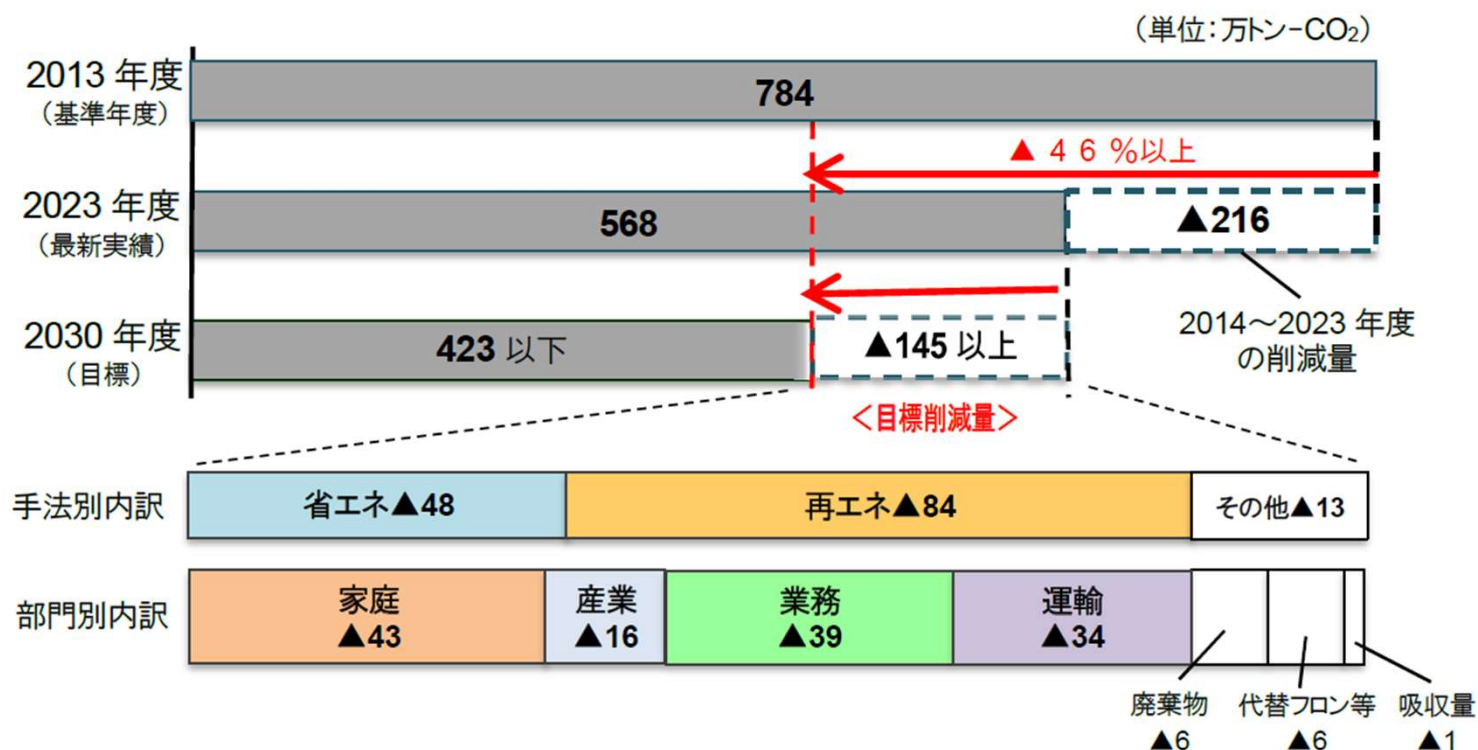
(4) 2030年度の温室効果ガス削減見込量と削減方法

① 2030年度の温室効果ガス排出量

⇒ 数値を更新、社会経済活動要因について追加

- ・ 2030年度の削減目標の達成のためは、2013年度に比べ361万トン以上削減が必要。
- ・ 2013年度から最新実績である2023年度までに、216万トン削減しているところ、今後の人口動態や経済活動の変化（社会経済活動要因）による温室効果ガス排出量の増減を踏まえたうえで※、2030年度までに145万トン以上削減しなければならない。

※ 温室効果ガス排出量の増減要因としては、気温上昇等の気候変動による影響も含め、様々な要因があるが、本計画では、世帯数、課税床面積、製造品出荷額、自動車保有台数等の近年の増減傾向を基に、2030年度までに約25万トンの増加を推計している。



6 計画の基本方針

① 2030年度の温室効果ガス排出量（続き）

■ 部門ごとの削減見込量

(単位:万トン-CO₂)

		2013 年度 排出量 (基準年)	2023 年度 排出量 (直近の実績)	2030 年度 見込値	2023 年度比		2013 年度比	
					削減量	削減率	削減量	削減率
温室効果ガス排出量 ①	家庭部門	212	151	108	▲43	▲29%	▲104	▲49%
	産業部門	104	67	51	▲16	▲24%	▲53	▲51%
	業務部門	261	161	122	▲39	▲24%	▲139	▲53%
	運輸部門	155	138	105	▲34	▲24%	▲50	▲33%
	廃棄物	21	26	20	▲6	▲22%	▲1	▲5%
	代替フロン等	54	49	43	▲6	▲11%	▲10	▲19%
	小計	807	592	449	▲144	▲24%	▲357	▲44%
吸収量②※1		23	25	26	1	5%	3	13%
合 計※2 ①－②		784	568	423	▲145	▲26%	▲361	▲46%
(参考) 電気の排出係数		0.522	0.332	0.25	—		—	

※1 森林等による CO₂ 吸収量であり、温室効果ガス排出量から差し引くもの。

※2 単位未満四捨五入のため、合計等が合わない場合がある。

■ 手法ごとの削減見込量

① エネルギー消費量の削減 ⇒ 2023 年度比 9%以上の省エネ

	エネルギー消費量(TJ)			温室効果ガス 削減量 (万 t-CO ₂)	（参考） 社会経済活動要因 による増減を含めた 場合(万 t-CO ₂)
	2023 年度	2030 年度	削減率		
家庭部門	20,442	19,386	▲5%	▲11	▲21
産業部門	9,521	8,944	▲6%	▲5	▲6
業務部門	21,416	21,306	▲1%	▲2	▲18
運輸部門	19,737	15,761	▲20%	▲30	▲28
合計	71,748※	65,397	▲9%	▲48	▲73

※ 再生可能エネルギーの自家消費分(631TJ)を含んだ値（2030 年度は各部門に配分して計上）

② 再生可能エネルギーの拡大

⇒ 消費電力に占める再生可能エネルギー比率 40%以上に引き上げ

	2023 年度	2030 年度	2023 年度比 排出削減量
消費電力に占める 再生可能エネルギー比率※	27%	40%	▲84 万 t-CO ₂

※ 自家消費型の再エネ導入量と系統電力における再エネ供給量の比率の合計

6 計画の基本方針

② 削減方法

⇒ 部門ごと及び省エネ・再エネ別の削減見込量を設定し、そのための対策及び主な取組を記載
さらに、モニタリング指標を設定

① 家庭部門 ▲43 万 t-CO₂

削減見込量 (万 t)	対策	主な取組
省エネ ▲11 [※]	市民による省エネ行動 高効率家電・機器の普及 住宅の省エネ性能向上	・環境問題に対する意識啓発、学習の推進 ・高効率家電・機器の買換え促進 ・環境性能の高い住宅の普及促進
再エネ ▲32	太陽光発電設備の普及 再エネ供給・利活用の拡大	・太陽光発電設備の導入促進 (建築士による説明義務) ・再エネ電気の選択促進 ・系統電力における再エネ供給の促進 等

※ 社会経済活動要因による増加(10 万 t-CO₂)を含めた場合の削減量は▲21 万 t-CO₂

② 産業部門 ▲16 万 t-CO₂

削減見込量 (万 t)	対策	主な取組
省エネ ▲5 [※]	事業者による省エネ取組 (設備更新等)	・事業者の削減取組の促進 (特定事業者排出量削減計画書制度、エネルギー消費 量等報告書制度)
再エネ ▲11	太陽光発電設備の普及 再エネ供給・利活用の拡大	・太陽光発電設備の導入促進 (新增築建築物への導入義務、建築士による説明義務) ・再エネ電気の選択促進 ・系統電力における再エネ供給の促進 等

※ 社会経済活動要因による増加(1 万 t-CO₂)を含めた場合の削減量は▲6 万 t-CO₂

③ 業務部門 ▲39 万 t-CO₂

削減見込量 (万 t)	対策	主な取組
省エネ ▲2 [※]	事業者による省エネ取組 (設備更新等) 建物の省エネ性能向上	・事業者の削減取組の促進 (特定事業者排出量削減計画書制度、エネルギー消費 量等報告書制度)
再エネ ▲37	太陽光発電設備の普及 再エネ供給・利活用の拡大	・環境性能の高いオフィス等の普及促進 ・太陽光発電設備の導入促進 (新增築建築物への導入義務、建築士による説明義務) ・再エネ電気の選択促進 ・系統電力における再エネ供給の促進 等

※ 社会経済活動要因による増加(16 万 t-CO₂)を含めた場合の削減量は▲18 万 t-CO₂

④ 運輸部門 ▲34 万 t-CO₂

削減見込量 (万 t)	対策	主な取組
省エネ ▲30 [※]	公共交通の利用拡大 次世代自動車の普及等による燃 費改善 運輸・運送事業者による省エネ 取組(運用改善等)	・利便性向上等による公共交通の利用促進 ・次世代自動車の普及、自動車利用意識の転換促進 ・事業者の削減取組の促進 (特定事業者排出量削減計画書制度、エネルギー 消費量等報告書制度)
再エネ ▲4	再エネ供給・利活用の拡大	・系統電力における再エネ供給の促進 等

※ 社会経済活動要因による減少(▲2 万 t-CO₂)を含めた場合の削減量は▲28 万 t-CO₂

⑤ その他 ▲13 万 t-CO₂

(万 t-CO₂)

	削減見込量 (万 t)	主な取組
廃棄物	▲6	ごみ焼却量の削減
代替フロン等	▲6	フロン使用機器の適正管理の徹底
吸収量 [※]	1	森林整備、緑地整備等

※ 森林等による CO₂ 吸収量であり、温室効果ガス排出量から差し引くもの。

6 計画の基本方針

② 削減方法（続き）

■ モニタリング指標

指標	現状（2023 年度）	目安（2030 年度）
環境保全や環境問題に関心がある方の割合	68%	（増加を目指す）
L E D照明を使用している世帯の割合（全国値）	76%	100%
新築住宅のZ E H水準割合（全国値）	46%	100%
特定事業者排出量削減計画書制度による温室効果ガス排出削減量（産業、業務、運輸）	各部門における削減（年率） 産業▲2%、業務▲3%、運輸▲1%	
新築オフィス等のZ E B水準割合（全国値）	37%	100%
非自動車分担率	79%	（増加を目指す）※
次世代自動車普及率（ストックベース）	33%	55%
太陽光発電導入量（10kW 未満）（主に住宅）	77MW	112MW
太陽光発電導入量（10kW 以上）（主に非住宅）	81MW	138MW
系統電力における再エネ割合	26%	36～38%
一般廃棄物焼却量	34 万 t	30 万 t
第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）廃棄時のフロン類回収率（京都府値）	43.5% （2022 年度）	70%

※ 「歩くまち・京都」総合交通戦略における長期的目標は 85%（目標年度の設定なし）

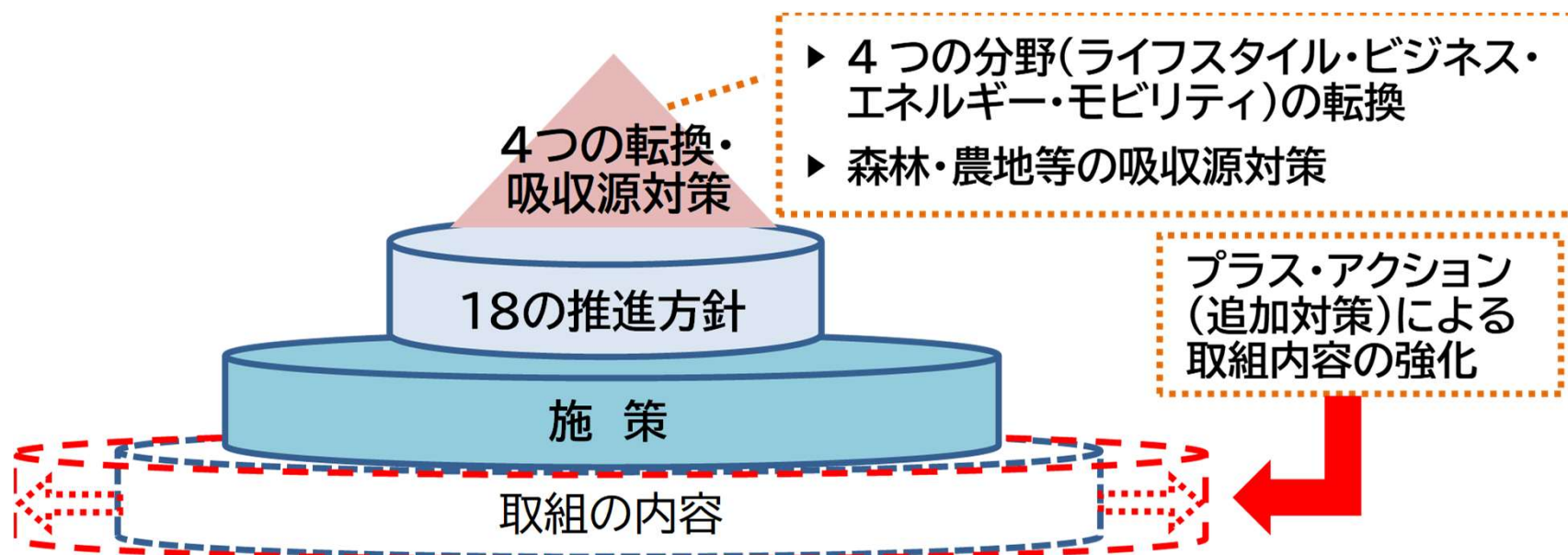
7-1 緩和策（進め方）

⇒ 推進方針、施策、取組の再検討を実施（推進方針 20→ 18）

市民生活（ライフスタイル）や事業活動（ビジネス）、そしてこれらの活動の基盤となるエネルギー、モビリティの4つの分野について、二酸化炭素を排出しないものへの転換を図るとともに、森林等における吸収の維持・向上を図る。

2050年GHG排出量実質ゼロを見据えた

- ・ 2030年度の削減目標の達成
- ・ 中長期的な視点に立った仕組みづくり



7-2 緩和策（ライフスタイルの転換）

⇒ 主な取組は以下のとおり、新規又は充実する取組は(★)

推進方針1 地域の課題解決や生活の質の向上・意識改革につながる「京都発脱炭素ライフスタイル」の普及・定着

- ・2050京創プラットフォームを活用した市民・事業者・行政等多様な主体による多様な分野での連携促進(★)
- ・エコ学区をはじめコミュニティ単位の取組の支援
- ・関心が高くない人への積極的なアプローチ及び行動の促進(★)
- ・生活の質やウェルビーイング向上の視点を取り入れた取組の推進
- ・2R促進、エシカル消費の普及促進

○2050京創プラットフォームを活用した市民・事業者・行政等多様な主体による多様な分野での連携促進

事業者間のマッチングや交流会の開催等、市民、事業者、行政が交ざり合い、協働・連携を促して、「〇〇×脱炭素」の取組を広げる。

○関心が高くない人への積極的なアプローチ及び行動の促進

自主的にセミナーやイベント等に参加される“関心の高い”方以外の方にも、積極的にアプローチを図り、地球温暖化対策に触れて理解していただき、自らの実践を促進。

推進方針2 住まいと家電等の省エネ化と再エネ導入で進める暮らしの質の向上

- ・ZEH、ZEH-M（マンション）等の普及促進(★)
- ・省エネ・再エネの一体的な情報発信と相談対応の強化(★)
- ・省エネ家電・給湯器などへの買替えの促進(★)

○ZEH、ZEH-M（マンション）等の普及促進

脱炭素先行地域の取組である伏見工業高校等跡地等における脱炭素仕様の住宅街区の創出をはじめ、住宅ストックの良質化に向けて、民間活力を活用し、ZEH等の普及促進に向けた取組を進める。

○省エネ・再エネの一体的な情報発信と相談対応の強化

断熱改修や省エネ機器、太陽光発電の導入などの住宅等の省エネ・再エネ化の取組について、基礎知識（経済性やメリット等）や導入事例、支援制度などの情報を一体的に発信するとともに、市民等からの幅広い相談への対応を強化し、理解や意識の向上を図る。

推進方針3 脱炭素型ライフスタイルへの転換を支える担い手の育成

- ・多様な世代における環境問題への学びの機会の充実
- ・環境学習施設の活用
- ・環境保全活動を推進するグリーン人材の育成

推進方針4 2050年に向けたイノベーション～ライフスタイル編～

- ・環境保全活動団体や事業者、大学等と連携した調査・研究・社会実験の実施

○省エネ家電・給湯器などへの買替えの促進

日常生活における省エネを推進するため、家庭でのエネルギー使用量が多い製品について、省エネ家電、高効率給湯器・家庭用燃料電池など、省エネ性能の高い製品への買替えを促進。

7-3 緩和策（ビジネスの転換）

⇒ 主な取組は以下のとおり、新規又は充実する取組は(★)

推進方針5 事業活動における更なる対策の推進

- ・大規模排出事業者の削減計画書制度の充実による取組の促進
- ・サプライチェーンの脱炭素化促進
- ・エネルギー消費量等報告書制度の充実(★)
- ・省エネ取組や高効率機器等の導入への支援の実施(★)
- ・ZEB化の推進(★)
- ・代替フロン類の適切な管理の徹底に関する周知啓発

推進方針6 環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくり

- ・サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の促進(★)
- ・GX・脱炭素経営の担い手等の育成
- ・グリーンファイナンスの普及啓発
- ・京都府や金融機関等と連携した、中小事業者等の脱炭素経営の支援
- ・環境や自然をテーマにしたサステナブルツーリズムの推進(★)
- ・観光事業者・観光客の温室効果ガス排出・廃棄物等の発生抑制

推進方針7 2050年に向けたイノベーション～ビジネス編～

- ・環境・エネルギー分野におけるイノベーションの促進
- ・スタートアップ企業の支援

○エネルギー消費量等報告書制度の充実

中規模事業者（準特定事業者）を対象としたエネルギー消費量等報告書制度において、提出された報告書に基づくフィードバックの内容を充実するなど、取組を強化することにより、自主的な削減取組を促進。

○省エネ取組や高効率機器等の導入への支援の実施

中小事業者を対象に、エネルギー管理の専門家の派遣による省エネアドバイスの実施や、高効率機器など省エネ設備導入への支援を実施。

○ZEB化の推進

民間オフィス等を対象としたZEB化可能性調査の実施等により、既存建築物のZEB化を促進。また、本市の公共建築物についても、「京都市公共建築物脱炭素仕様」に基づき、ZEB化を目指す。

○サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の促進

市内の事業者等を対象に、サーキュラーエコノミーに関する知識の習得や連携の促進など、ビジネスモデルの創出に向けたきっかけをつくるとともに、消費者である市民の認知度を向上させ、購買行動の変容を促すなど、循環型の経済活動への移行に向けた取組を進める。

○環境や自然をテーマにしたサステナブルツーリズムの推進

脱炭素先行地域の脱炭素修学旅行事業をはじめ、修学旅行生などが環境やSDGsを学べる機会の創出を促進。

また、森林文化や自然環境を体感できる京都一周トレイルに係るコンテンツ開発や生物多様性の視点を持つガイドを養成する仕組みの創設等により、豊かな自然環境及び自然と共生する暮らしや文化を学び・体験したり、農山村地域をはじめとする地域の人々と交流するエコツーリズムやグリーンツーリズムを推進。

7-4 緩和策（エネルギーの転換）

⇒ 主な取組は以下のとおり、新規又は充実する取組は(★)

推進方針8 市内の再エネの最大活用

- ・太陽光発電設備や蓄電池等の導入に対する補助(★)
- ・太陽光発電設備等の導入促進に向けた基盤整備(★)
- ・ペロブスカイト太陽電池等の早期実装化の調査・支援(★)
- ・ごみの処理に係るエネルギーの有効利用の推進
- ・森林バイオマス、下水バイオマス等の活用
- ・再エネ設備に関する導入義務、建築士の説明義務

推進方針9 再エネ電気の利用促進

- ・再エネ電気の情報発信の充実
- ・再エネ設備導入と合わせた切替えの推進(★)
- ・事業者における選択の促進
- ・京都市外の地域との再エネ電気供給・利用に関する連携の推進

推進方針10 エネルギー供給事業者による再エネ供給等の促進

- ・再エネの主力電源化に向けた対話や働きかけ(★)
- ・エネルギーの需要側の温室効果ガス排出削減(★)

推進方針11 2050年に向けたイノベーション～エネルギー編～

- ・地域・コミュニティ単位での分散型エネルギーシステムの構築に向けた調査・研究

○太陽光発電設備や蓄電池等の導入に対する補助

再エネの自家消費の更なる拡大や防災力の強化を図るため、太陽光発電設備とともに蓄電池やエコキュート等の一体的な導入を促進。また、脱炭素先行地域の取組として、地域コミュニティや防災の拠点ともなる文化遺産等における太陽光発電設備等の導入を促進。

○太陽光発電設備等の導入促進に向けた基盤整備

太陽光発電設備の導入検討者と販売・施工業者等とのマッチングを支援するとともに、太陽光発電に係る基礎知識（経済性やメリット等）や導入事例、支援制度などの情報を分かりやすく発信し、相談対応も強化することで、理解や意識の向上を図る。

○ペロブスカイト太陽電池等の早期実装化の調査・支援

軽量・柔軟等の特徴を兼ね備え、これまで太陽光発電設備の導入が困難であった建築物等への導入が可能となるペロブスカイト太陽電池等の次世代太陽光発電の早期社会実装に向け、事業者とも連携し、需要の把握や市域内での設置事例の創出等を目指す。

○再エネ設備導入と合わせた切替えの推進

脱炭素先行地域の補助事業などにおいて、再エネ電気への切替えを支援の要件とするとともに、再生可能エネルギー設備の導入時等には電気の契約メニューの見直しへの関心も高まることから、この機を捉え、効果的に情報発信することで、再エネ電気への切替えを推進。

○再エネの主力電源化に向けた対話や働きかけ

条例により再エネの利用拡大等の責務を有するエネルギー供給事業者（電気事業者、ガス事業者）や国に対して、再エネの主力電源化、新たな脱炭素技術の実装、地域と連携した脱炭素化の取組等の実行に向けて、対話や要望・提案等の働きかけを実施。

○エネルギーの需要側の温室効果ガス排出削減

エネルギー供給事業者と連携し、エネルギーの需要側の温室効果ガス排出削減に取り組むとともに、ペロブスカイト太陽電池や、合成メタンをはじめとする水素等の脱炭素技術についても、将来の普及に向けた取組を検討。

7-5 緩和策（モビリティの転換）

⇒ 主な取組は以下のとおり、新規又は充実する取組は(★)

推進方針12 公共交通優先のまちづくりの推進

- ・ 交通事業者間の連携強化
- ・ 市バス・地下鉄の利便性の更なる向上
- ・ 誰もが「出かけたくなる」歩行者優先の魅力的なまちづくりの推進
- ・ 歩いて楽しい暮らしを大切にするスマートなライフスタイルの更なる促進
- ・ 徒歩や公共交通と組み合わせた自転車のかしこい利活用の促進(★)

推進方針13 EV・PHEV等の次世代自動車の普及、自動車利用意識の転換

- ・ 大規模排出事業者における次世代自動車等の導入促進
- ・ 商用車をはじめとする次世代自動車の導入促進(★)
- ・ 次世代自動車の多面的な機能の周知啓発・情報発信の充実
- ・ EV充電設備の設置促進(★)
- ・ エコドライブ実施者の拡大

推進方針14 2050年に向けたイノベーション～モビリティ編～

- ・ 自動運転技術等の新たな交通システムの取組の推進
- ・ 都市交通の脱化石燃料化に向けた研究

○市バス・地下鉄の利便性の更なる向上

市バス・地下鉄の利用促進に向け、リアルタイム運行情報（車内混雑度や走行位置等）の発信や、乗継等の利便性の更なる向上を図る。

また、京都駅周辺の手荷物の一時預かり・配送サービス窓口への利用促進及び各窓口での混雑緩和を図るため、新たに事前予約システムを導入。

○徒歩や公共交通と組み合わせた自転車のかしこい利活用の促進

公共交通を補完し、移動の利便性向上に繋がるシェアサイクルを推進するなど、市民や観光客などより多くの人々の自転車の利活用を促進。

○商用車をはじめとする次世代自動車の導入促進

商用車向けEV等導入時の運用事例を創出し、その導入や運用に係るノウハウの収集、周知啓発と合わせて、効率的な物流の促進に努めることで、自動車運送の脱炭素化を促進。

○次世代自動車の多面的な機能の周知啓発・情報発信の充実

市が保有しているEV、PHEV、FCVも活用し、見て体験してもらうことをはじめ、次世代自動車の周知啓発・情報発信を図るとともに、家庭のCO2排出量の大幅な削減と災害時のレジリエンス向上につながる、太陽光発電の余剰電力をEVやPHEVに充電するV2Hなど、移動以外の多面的な機能を活用した事例などを発信。

○EV充電設備の設置促進

マンションや駐車場の新設時などにおいて、今後のEV、PHEVの普及を見据えて充電設備の設置を働きかけるなど、環境整備を促進。特に、設置費用や運用方法等の課題により設置が進みにくい状況にある既築マンションについては、EV充電サービス事業者等と連携し、設置を促進。

7-6 緩和策（森林・農地等の吸収源対策）

⇒ 主な取組は以下のとおり、新規又は充実する取組は(★)

推進方針15 森林整備の推進

- ・健全な森林を維持する取組の推進(★)
- ・建築物等における市内産木材の利用促進
- ・担い手の育成・確保に向けた取組推進
- ・グリーンツーリズムの推進

○健全な森林を維持する取組の推進

森林経営計画に基づく効率的で持続可能な林業により、森林資源の有効活用や森林由来のJクレジット創出を検討するとともに、市民や企業等の参画による森林保全活動を展開し、恵み豊かな森づくりを推進。

合わせて、森林経営管理制度の運用による適正な森林管理を推進するとともに、持続的な成長を目指す経営体への高性能林業機械の導入支援により、林業経営の効率化を推進。

推進方針16 農業・農村の維持・発展

- ・農地の多面的な機能の発揮
- ・バイオマスの活用など、環境に配慮した農業の推進
- ・担い手とのマッチング支援強化、担い手確保に向けた取組推進

○バイオマスの活用など、環境に配慮した農業の推進

地域内の林産物を使用したバイオ炭、堆肥などのバイオマスの活用や、田んぼの中干期間の延長等の農法を実践する事業者等を支援し、環境に配慮した農業の取組面積を拡大。

推進方針17 緑地の保全

- ・緑の保全、量と質の充実(★)
- ・ため池、河川などの水辺等の保全

○緑の保全、量と質の充実

街路樹や公園、庭園、農地等の緑地を保全し、量の維持・充実に中長期的に取り組むとともに、みどりが持つ様々な機能を踏まえて、多角的な視点から質の充実に取り組む。

また、京都ゆかりの植物の持続可能な供給体制の構築や緑化に係る事例集の作成・運用を行い、公園等の緑化において京都ゆかりの植物を活用。

推進方針18 地産地消の推進

- ・地産地消や京の食文化の推進
- ・ウッド・チェンジによる木材利用の促進(★)
- ・市内の農林水産物の“京都ブランド”の構築による新たな食の流通体制の構築

○ウッド・チェンジによる木材利用の推進

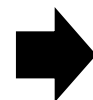
木材の利用における川上から川下までの幅広い分野の関係者と行政が相互に連携し、市内産をはじめとする地域産木材の建築物等における利用の普及啓発や、利用しやすい環境づくりに取り組む。

8-1 適応策（進め方）

(1) 方針

市民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、長期的な視点に立って各分野の対策の充実を図り、気候変動に適応するまちづくりを進める。

適応策
の実施



- ・市民生活や事業活動の質を維持・向上させる。
- ・伝統・文化をはじめとする「京都らしさ」を持続・発展させる。
- ・京都が培ってきた知恵を発信する。

<適応策の取組の5つの視点>

長期的な視点

影響が顕在化してからでは対応に係る費用等が莫大になるため、影響の及ぶ範囲や対象の時間的・空間的な広がり を考慮した対策を実施。

幅広く対象を想定

影響を受ける対象・度合い は多様であるため、その範囲 を幅広く捉え、高齢者などの 適応弱者を含め、各主体の状況 に応じた柔軟な対策を実施。

京都ならではの対策

歴史、先人の知恵、生活文化を活用した、京都が率先して取り組むべき分野に重点的に取り組む。

同時解決

緩和策との両立に加え、各施策へ適応の視点を組み込むことで、政策の融合による同時解決を図り、シナジー効果を創出。

ビジネスにつなげる

適応策に関わる分野は多岐に渡ることから、行政主体の対策はもとより、自立的な対策につながるビジネスベースの対策を促進。

(2) 適応策実施の流れ

○ 知る・伝える

気候変動影響や適応に関する情報・知見の集約・分析等を行う「京都気候変動適応センター」を活用しつつ、気候変動やその影響の把握・分析や知見の収集と情報の発信を行い、市民・事業者の適応策への理解を促進

○ 対応する

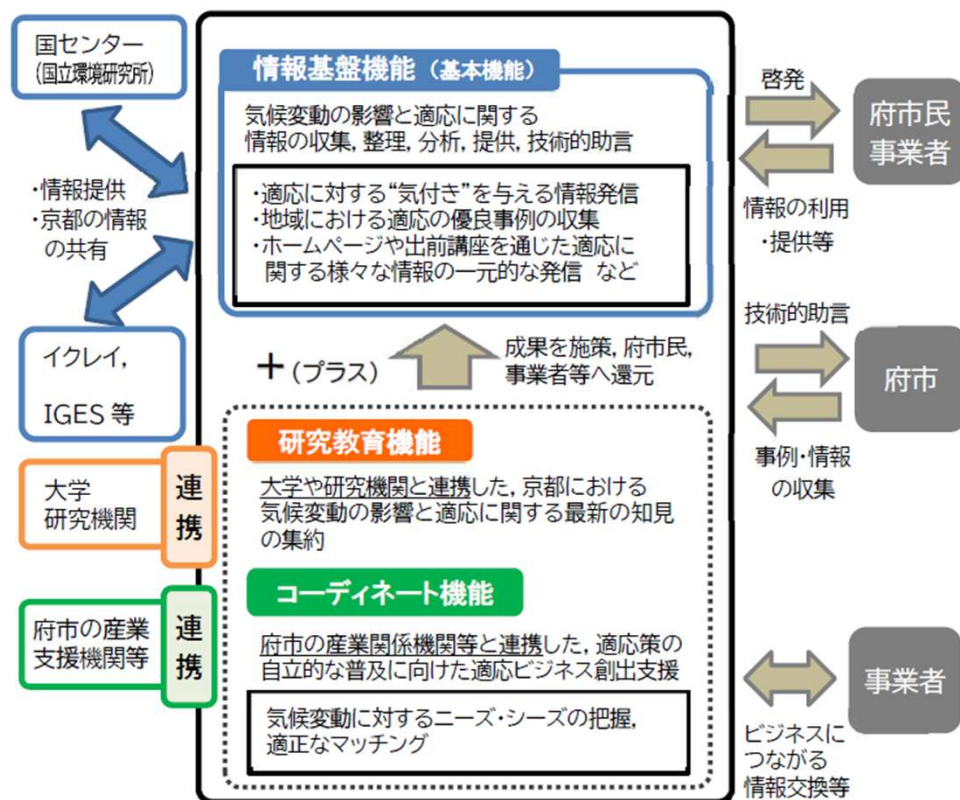
行政は、収集した知見等に基づき、市政各分野の適応に資する施策を推進。市民生活・事業活動における適応の取組が浸透するよう、行政と市民・事業者が協働で取り組む

○ 創出する

ビジネスベースでの取組も含め、新たな適応策を創出することで、自立的に推進されるよう、段階を踏んで取組を発展

8-1 適応策（進め方）

(3) 京都気候変動適応センターによる 情報の収集・分析等

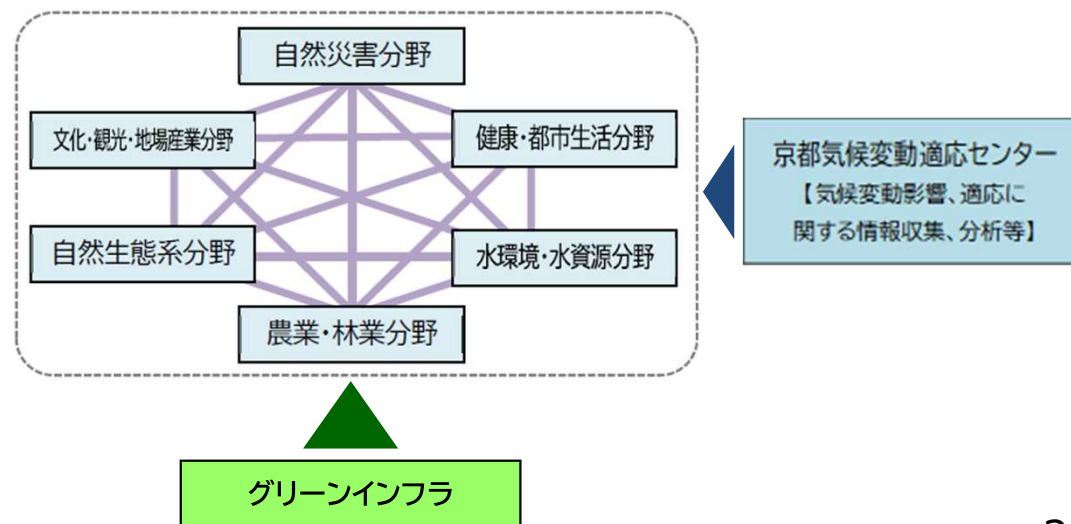


(4) 分野別の対策の推進

⇒ 「NbS」 について記載

- 6つの分野について、長期的な視点に立って、対策の充実を図っていく。
- 市・府・総合地球環境学研究所の協働で設置した「京都気候変動適応センター」において、気候変動影響や適応に関する情報の収集や分析等を進める。
- グリーンインフラなどNbS（※）の考え方に沿った対策を更に推進。

※ NbS：自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会課題の解決につなげる考え方



8-2 適応策（分野別①）

⇒ 主な取組は以下のとおり、新規又は充実する取組は(★)

分野1 自然災害

現状等

市内においても、2018年に7月豪雨や台風21号により浸水や倒木の被害、**2025年には線状降水帯発生により最大1時間降水量102ミリ（中京区、観測史上最多）の観測、道路冠水**など、既に、豪雨や大型台風に伴う水害や土砂災害等の被害が発生。

今後も、地球温暖化の進行が続けば、豪雨の頻度の増加等が予測されており、更に甚大な被害が起こることが懸念される。

推進方針

都市のレジリエンスの向上に向けた、気候変動による被害の未然防止等と浸水対策をはじめとした防災・減災対策の推進

主な対策

【知る・伝える】

- 防災、災害関連情報（河川・雨量・水位・被害発生状況・災害廃棄物の分別排出方法等）の共有、発信
- 防災マップ等による水害、土砂災害リスク情報の提供、啓発

【対応する】

- 国・府等と連携した、総合的な治水対策・雨に強いまちづくりの取組
- 洪水被害等を緩和する防災・**減災**対策

分野2 健康・都市生活

現状等

近年、京都においても、夏場には40℃に迫る気温を記録し、**2025年度の猛暑日は61日となる等、都市部の暑さが深刻化**。それに併せ、熱中症搬送者数も、近年では約900人を超えることも多く、増加傾向。

WMO（国連世界気象機関）によると、2024年は観測史上最も暑い年となり、単年ではあるが、世界の平均気温は工業化前レベルと比べて初めて1.5℃を超えた。

世界の平均気温が2℃上昇した場合には、国内での猛暑日の発生回数は現在の1.8倍となると推定されており、ヒートアイランド現象や感染症の増加なども含め、今後、健康や都市生活に更なる影響が出ることが懸念される。

推進方針

熱中症等の予防・対策の充実とヒートアイランド現象や都市インフラへの影響への対応の推進

主な対策

【知る・伝える】

- 熱中症予防のための気象情報の発信、予防の啓発
（**熱中症特別警戒アラート発表時のSNS等での情報発信、熱中症対策普及団体の指定等(★)**）
- 感染症に関する情報収集
- 緑化の推進に関する普及啓発

【対応する】

- 熱中症対策（**クーリングシェルターの市域での指定拡大・運用(★)**）
- ヒートアイランド現象の緩和
- 都市インフラ対策

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を取っていただくよう促すための情報

冷房施設を有するなど一定の要件を満たし、熱中症特別警戒アラートが発表された際の、暑さをしのげる場の確保として指定した施設

2025年：108施設

8-2 適応策（分野別②）

分野3 水環境・水資源

現状等

市内の河川の水質についても、概ね良好な状況を維持。

また、本市の水道原水である琵琶湖については、水質は悪化の傾向はみられていないが、**近年、植物プランクトンの急激な増殖によって生じるかび臭の発生が課題。**

今後、地球温暖化に伴う水温、水質、地下水位、降水パターンの変化による水質悪化や渇水といった影響が考えられる。

推進方針

水質や渇水リスクの評価、雨水・再生水利用等による良好な水資源管理の推進

主な対策

【知る・伝える】

- 河川水質の調査
- 地下水質の調査
- 渇水リスクの把握
- 市民に分かりやすい新たな指標による水環境の評価

【対応する】

- 良好な水環境の充実
- 健全な水循環系の維持・保全

分野4 農業・林業

現状等

全国的に、高温や少雨による作物の品質低下や収量低下、温暖化による媒介虫の増加によるウイルス病の発生などが生じている。

今後、気温の上昇に伴い、これらの被害が更に深刻化することが想定されるほか、ゲリラ豪雨による作物の冠水といった、自然災害（分野1）とも関連し、農地や森林における風水害も甚大化することが見込まれる。

推進方針

気候変動による農林業への影響評価及び対策の強化

主な対策

【知る・伝える】

- 農林業への影響リスク評価、分析の実施
- 分析結果等を踏まえた適応策に関する普及啓発

【対応する】

- 集中豪雨の増加等への対策
- 適切な森林整備の推進
（**林業振興に加え、森林経営管理制度の推進により、健全な森林を保全（★）**）
- 高温等による農林水産物の影響への対応

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度

8-2 適応策（分野別③）

分野5 自然生態系

現状等

全国的に、地球温暖化が一因とも言われているニホンジカの増加に伴い、林床植物等の食害が深刻化。京都においても、ニホンジカの食害によりチマキザサなどの林床の植物が被害を受けている。

また、桜の開花の早期化や紅葉の晩期化などの生物季節も変化。

今後、植生、生息域の変化による生物多様性の劣化、森林の多面的機能の低下などの影響が生じることも想定。

推進方針

気候変動による生物多様性への影響評価及び認知・行動変容の促進

主な対策

【知る・伝える】

- 「生きものむすぶ・みんなのミュージアム」や、きょうと生物多様性センターによるイベント・セミナーの開催等を通じた幅広い層への情報発信(★)
- 生物多様性の学びの拠点、自然とのふれあいや学習機会の充実（「地域生きもの探偵団」の発展・横展開など(★)）

【対応する】

- 生物多様性の保全や持続可能な利用の推進（生物多様性の視点を持つガイドを養成する仕組みの創設(★)など、サステナブルツーリズムの推進）
- 生物多様性に配慮した経済活動や保全活動の促進（京都ゆかりの植物の持続可能な供給(★)など生物多様性に配慮した企業活動の促進、自然共生サイトへの認定促進(★)等）

分野6 文化・観光・地場産業

現状等

左京区では、自然生態系（分野5）で示したニホンジカの食害に伴い、祇園祭や和菓子業界で活用されてきたチマキザサの新芽が食害を受けるなどし、絶滅の危機に瀕している。

また、2018年には、分野2で示した猛暑に伴い、祇園祭の主要行事の一つ「花笠巡行」が中止されるなど影響がある。

今後、分野1～5への影響に伴い、文化や観光資源（歴史的資産周辺の景観や伝統的な借景を構成する森林、西陣織や京友禅の染料、京料理の食材や京野菜、清酒の醸造など）への影響、観光業・伝統産業などにおける経済損失（観光価値の低下）などが生じることが想定。

推進方針

気候変動による文化・観光・地場産業への影響評価及び情報共有等

主な対策

【知る・伝える】

- 文化、観光、地場産業への影響の情報収集、分析
- 京都の伝統文化を支える自然生態系に関する情報発信

【対応する】

- 景観や観光資源等の保護・継承
- 気候変動の影響に備えた文化財の防災対策の推進
- 気候変動影響を踏まえた観光の推進
- 伝統文化・地場産業を支える自然資源等の維持（チマキザサなど、京都の文化を支える生物資源の持続可能な供給・利用(★)）

9 計画の進行管理

(1) 推進体制

① 市民・事業者・大学・研究機関・地域活動団体・環境保全活動団体等との連携

- ・ 脱炭素社会を目指すに当たっては、あらゆる主体が自分ごととして、自主的・積極的に取組を推進していくことが必要。
- ・ 次世代を担う若者世代など、様々なステークホルダーとの対話等を図る。
- ・ 脱炭素型ライフスタイルのビジョンを共有し、市内における地球温暖化対策への気運の醸成を図り、各主体の自発的な取組を促進。
- ・ 脱炭素社会の実現に不可欠なイノベーションの創出に向けて、「大学のまち」であるとともに、伝統産業から最先端産業まで幅広い産業を有する京都の特性をいかし、最先端の技術の開発や社会・経済・環境の同時解決につながる新たなビジネスの創出を推進。

② 京都府、国及び他都市との連携

- ・ 京都府と府市共同条例「地球温暖化対策条例」に基づく義務規定の運用や、京都気候変動適応センターなどについて連携し、相乗効果を高めながら取組を推進。
- ・ 国に対して積極的な政策提案を行うとともに、毎年度、環境省をはじめとした省庁の予算を活用した事業を検討。
- ・ 関西広域連合、指定都市自然エネルギー協議会、ゼロカーボン市区町村協議会との連携の強化などにより、国の制度や方針の転換を促進、再エネ供給など、効果的な地球温暖化対策を推進するため、具体的な取組レベルにおいての連携も推進。

③ 国際的な連携による取組の推進

- ・ 地球規模の地球温暖化対策を促進するため、これまでから、イクレイなどの国際的なネットワークを通じた連携、本市主催による国際会議の開催やCOP等の国際会議への参加などを通じて、本市の取組の発信、アジアでの地球温暖化の防止に関する取組への協力等、様々な国際的な取組を実施。
- ・ 今後も、「京都議定書」とパリ協定を支える「IPCC京都ガイドライン」誕生の地として、引き続き、これら国際的なネットワークと連携、獲得した多様な知見を用いて先駆的な取組を実施、その成果についても世界に発信し、世界での取組を推進。

④ 全庁横断的な体制による地球温暖化対策の推進

- ・ 「京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部」を中心に、全庁横断的に具体的な施策レベルでの融合を図り、効果的な取組を推進。

9 計画の進行管理

(2) 計画の進行管理

計画の目標の達成に向け、目標に対する進捗の状況や、施策の取組状況などについて、点検、評価、公表を実施。

地球温暖化対策推進委員会において、専門的見地から地球温暖化対策を点検・評価。

その結果については、次年度以降の取組に反映し、PDCAサイクルによる取組の改善を図るとともに、追加対策を講じる。

① 緩和策

- ・ 毎年度、温室効果ガス排出量の部門別、再エネ・省エネ別の削減見込量の進捗やモニタリング指標の進捗、主な取組内容に関する事業の実施状況に基づく進捗管理を実施。
- ・ 実際の削減の進捗と、取組の進捗とを比較して全体としての取組効果を点検・評価し、改善・充実が必要な事項について見直しを実施。

② 適応策

- ・ 毎年度の気候変動やその影響に関する情報の収集、モニタリング等により市域における影響を把握。
- ・ 対策を行う6分野の取組状況を踏まえ、庁内横断的な連携体制の下、また、京都気候変動適応センターを核に、大学や研究機関・関係機関とも連携しながら、中長期的な視点も含め、必要な対策の充実を図る。

③ プラス・アクション

- ・ 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの達成には、対策を進化させるプラス・アクションが不可欠。
- ・ 地球温暖化対策を巡る国内外の情勢や最新の知見の積極的な把握を着実に実施。
- ・ 推進委員会からも意見を頂きながら、計画に記載している推進方針や取組の枠に留まらず、新たな取組を検討、実施。

(3) 年次報告書の作成・公表

- ・ 市域からの温室効果ガス排出量や、地球温暖化対策計画に掲げる緩和策と適応策の実施状況及びその評価等について「年次報告書」としてとりまとめ、広く公表。